

最低賃金について

先日も同じ内容でしたが、改めて、2019年10月3日より最低賃金の引き上げになりますので、簡単にご紹介します。

1. 最低賃金額

(1) 現在の最低賃金

2018年10月1日より秋田県の最低賃金は

「762円」

(2) 最低賃金の変更

2019年10月3日より秋田県の最低賃金は

「790円」

2. 最低賃金の確認

(1) 最低賃金の対象とならない手当

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(2) 確認方法

上記(1)の手当を除く毎月の賃金を時間給に計算して確認してください。

① 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

② 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

③ 月給制の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

**※上昇幅が大きいため改めて、正社員さんも含め上記方法で、最低賃金の確認をよろしくお願いします。
また、求人広告等で時給等を掲載する場合ご注意ください。**

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

